（浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置）

第三十九条　浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一　非常の際に衛星及び付近の航空機に対し必要な信号を有効確実に、かつ、自動的に発信できるものであること。

二　非常の際に付近の他の船舶又は航空機の船舶自動識別装置に対し必要な信号を有効かつ確実に発信できるものであること。

三～九　（略）

十　適正に作動することが衛星を利用することなく確認できるものであること。

十一・十二　（略）

（非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置）

第三十九条の二　非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一　非常の際に衛星に対し必要な信号を有効かつ確実に発信できるものであること。

二　前条第二号、第四号、第五号及び第八号から第十一号までに掲げる要件

（レーダー・トランスポンダー）

第四十条　レーダー・トランスポンダーは、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一～七　（略）

八　第八条第四号並びに第三十九条第五号、第八号及び第十一号に掲げる要件

（捜索救助用位置指示送信装置）

第四十条の二　捜索救助用位置指示送信装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一～三　（略）

四　第八条第四号、第三十九条第五号、第八号及び第十一号並びに前条第二号、第五号及び第六号の要件

（持運び式双方向無線電話装置）

第四十一条　持運び式双方向無線電話装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一～十三　（略）

十四　第三十九条第十一号及び第四十条第二号に掲げる要件

（固定式双方向無線電話装置）

第四十一条の二　固定式双方向無線電話装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一・二　（略）

三　第三十九条第十一号、第四十条第二号並びに前条第一号、第三号、第四号、第六号、第八号、第十号及び第十二号に掲げる要件

（救命艇揚卸装置）

第四十四条　（略）

2　自由降下式救命艇を取り付ける救命艇揚卸装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一～三　（略）

四　前項第七号及び第八号に掲げる要件

（浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置）

第三十九条　浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一　非常の際に極軌道衛星及び付近の航空機に対し必要な信号を有効確実に、かつ、自動的に発信できるものであること。

（新設）

二～八　（略）

九　適正に作動することが極軌道衛星を利用することなく確認できるものであること。

十・十一　（略）

（非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置）

第三十九条の二　非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一　非常の際に極軌道衛星に対し必要な信号を有効かつ確実に発信できるものであること。

二　前条第三号、第四号及び第七号から第十号までに掲げる要件

（レーダー・トランスポンダー）

第四十条　レーダー・トランスポンダーは、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一～七　（略）

八　第八条第四号並びに第三十九条第四号、第七号及び第十号に掲げる要件

（捜索救助用位置指示送信装置）

第四十条の二　捜索救助用位置指示送信装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一～三　（略）

四　第八条第四号、第三十九条第四号、第七号及び第十号並びに前条第二号、第五号及び第六号の要件

（持運び式双方向無線電話装置）

第四十一条　持運び式双方向無線電話装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一～十三　（略）

十四　第三十九条第十号及び第四十条第二号に掲げる要件

（固定式双方向無線電話装置）

第四十一条の二　固定式双方向無線電話装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一・二　（略）

三　第三十九条第十号、第四十条第二号並びに前条第一号、第三号、第四号、第六号、第八号、第十号及び第十二号に掲げる要件

（救命艇揚卸装置）

第四十四条　（略）

2　自由降下式救命艇を取り付ける救命艇揚卸装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一～三　（略）

四　前項第三号、第七号及び第八号に掲げる要件